

銚田・大洗広域事務組合証人等に対する実費弁償に関する条例

制定 令和3年4月28日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第207条の規定に基づき、銚田・大洗広域事務組合議会及び公聴会等に出頭又は参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 証人等に対する実費弁償については、地方自治法第207条の規定による実費弁償に関する条例（平成17年銚田市条例第43号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。